解散公告

当社は、平成二十三年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

福岡市東区香椎駅前二丁目一一番三―七〇三号

株式会社きもの内田

代表清算人　内田　均

解散公告

当組合は、平成二十三年五月十日開催の通常総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

福岡県大牟田市大黒町一丁目三一の三

三浦漁業協同組合

清算人　本田　義明

解散公告

当協同組合は、平成二十三年五月十七日開催の総会の決議により平成二十三年五月三十一日に解散いたしましたので、当協同組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀一八〇番地

北九州製畳協同組合

清算人　末吉　憲治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の社員総会の決議により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

千葉県佐倉市井野一〇八九番地の八五

ＮＰＯ法人ケアマネサポート会

清算人　野口由利子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

神奈川県横須賀市武二丁目六番一号コーポグリーン三Ｆ・三〇三号室

特定非営利活動法人楓訪問介護事業所

清算人　中村　利雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月六日法人の目的である事業の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

愛媛県大洲市大洲六九〇番地一大洲市役所内

財団法人大洲住宅協会

代表清算人　清水　裕

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月一日開催の総会の決議により平成二十三年五月二十四日をもって解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

山形県東置賜郡高畠町大字二井宿五三九三番地

社団法人二井宿愛林公益会

代表清算人　阿部　文信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年四月二十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

埼玉県幸手市中四丁目二三番二〇号

ＮＰＯ法人障害者の地域生活支援グループ

清算人　金子　昌代

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

東京都渋谷区代々木一丁目一番二号

財団法人式内社顕彰会

清算人　田中　恆清

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

愛知県名古屋市熱田区沢上二丁目三番八号

特定非営利活動法人国際調査業協会

清算人　久保田久幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

京都市下京区西木屋町通上の口上る梅湊町八三の一　ひと・まち交流館京都

特定非営利活動法人京都市老人福祉施設協議会事業センター

代表清算人　羽賀　進

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

東京都杉並区永福三丁目三七番二号

特定非営利活動法人杜の会

代表清算人　川合　弘子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

新潟県長岡市摂田屋一丁目一五二四番地三

財団法人摂田屋保育園

清算人　朝日　ノブ

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

大阪市中央区安土町一丁目七番一三号

特定非営利活動法人集・住・環境ネットワーク

清算人　松永　道久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月三十日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

兵庫県淡路市浦一〇四六番地

財団法人井植愛郷会

清算人　井植　敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

奈良県吉野郡下市町大字広橋六二三番地

財団法人広橋区自治会

代表清算人　大谷　隆一

解散公告（第三回）

当社は、平成十四年十二月三日旧商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年七月六日

広島県福山市南松永町四丁目五番四三号

株式会社昭和マリンコーポレーション

代表清算人　簗　邦明